

転(退)学手続きについて

※ 学校諸費の精算をいたしますので、転居確定後すぐに学級担任へお知らせください。

○ 国内転居

※豊中市役所本庁の市民課では、待ち時間の短縮と混雑の緩和を目的として、平成30年(2018年)9月からインターネットでの窓口の時間指定予約を受け付けています。住所変更に関わる届け出(例:転出・転入・校区内転居)の際にご活用ください。ただし、毎月第二土曜日の休日開庁の予約、庄内出張所・新千里出張所での手続きの予約はできません。

1. 引越しの前に、豊中市役所市民課、又は市役所新千里出張所、庄内出張所で住民異動の届出をおこないます。その際、「転学通知書」が発行されます。

豊中市外へ転居される場合

転出予定日の2週間前から手続きが可能です。

豊中市内(校区外)へ転居される場合

転居完了後(14日以内)に届出るようになっていますが、できるだけ早く手続きをしてください。なお、事前の届出はできません。

2. 東丘小学校で転出手続きをします。

- ・「転学通知書」を東丘小学校へお持ちください。
- ・東丘小学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行します。

3. 転出先の役所で住民異動の手続きをします。

4. 転出先学校で転入手続きをします。

- ・東丘小学校で発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお渡しく下さい。

これで手続きは終了です。

転校手続きについての大まかな一連の流れは、転校するとき.pdf をご覧ください。

○ 海外転居

〔出国の前に〕

1. 豊中市役所市民課、又は市役所新千里出張所、庄内出張所で住民異動の届出をしてください。
その際、「退学通知書」が作成されますので、お受け取りください。
※ 届出の受付は、出国予定日のおよそ2週間前からとなっています。
2. 東丘小学校で転出手続きをします。
 - ・「退学通知書」を東丘小学校へお持ちください。
 - ・東丘小学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行します。

海外出国児童生徒用教科書給与について

海外で学ぶ日本人小学生は、日本国内と同様に教科書を受け取ることができます。

海外出国のための教科書の給付を希望される方は、海外子女教育振興財団で教科書受給申請を行うことで、出国される児童に教科書を配布しています。海外には、現地到着当初に使用する教科書は用意されていませんので受給申請をしてください。

* 給与対象者：海外に1ヵ年以上在留予定の児童(永住の場合は対象外)

手続き方法は、ホームページ(公益財団法人 海外子女教育振興財団)をご覧ください。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 海外子女教育新興財団 関西分室

所在地：〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビル3階

電話番号：(06)6344-4318

校区外通学について

- ※ 校区外通学(指定校変更・区域外就学)については、市役所第一庁舎 6階学務係で手続きをしてください。庄内・新千里出張所では、受付できません。
- ※ 転居前の届出はできませんので、ご注意ください。

詳細については、豊中市教育委員会 学校教育課 学務係へお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

豊中市教育委員会教育総務室 学校教育課 学務係

電話番号：(06)6858-2553